

徳島市公の施設指定管理制度導入に対する評価

評価期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

施設名	徳島市民島田運動広場													
指定管理者	公益財団法人 徳島市体育振興公社		担当課	市民文化部文化スポーツ振興課										
指定期間	R2年4月1日からR7年3月31日まで		公募・非公募の別	公募										
施設の所在地	徳島市不動東町島田境1308番地の1		事業の概要	・体育施設の管理運営事業 ・各種スポーツ教室等の開催事業 ・スポーツの振興及び地域交流事業 ・その他目的を達成するために必要な事業										
施設の概要	昭和53年造、面積9,508m ² 野球兼ソフトボール場 1面、夜間照明施設設置													
利用状況に関すること	項目名	令和3年度	令和4年度	項目名	令和3年度									
	利用者数等	5,243人	5,337人	自主事業参加人数	0人									
	利用回数	356回	352回	事業開催数	0回									
収支状況に関すること※	指定管理料	240,802千円	240,802千円	人件費	228,088千円									
	利用料収入	40,557千円	61,887千円	管理費	121,903千円									
	その他収入	63,045千円	74,919千円	その他	0千円									
	収入実績（総額）	344,404千円	344,404千円	支出実績（総額）	349,991千円									
	※ 体育施設13施設の収支状況です													
評価基準・評価項目	指定管理者自己評価コメント													
施設管理体制	(1) 法令等遵守	徳島市体育施設条例並び同施行規則の主旨に則り、施設管理を実施した。												
	(2) 職員配置	業務に必要な知識や資格を有する人員を配置しスムーズな体制で業務を遂行した。												
	(3) 職員研修	積極的に資格取得や研修参加し市民ニーズに対応するためのスキルアップに努めた。												
	(4) 利用促進の取組み	積極的な広報活動や利用者満足度調査の実施により市民の皆様のニーズを把握し利用促進に努めた。												
	(5) 設備・備品管理	計画的に補修、改修を実施して正常な機能を保持し、快適な施設提供に努めた。												
	(6) 安全管理体制	利用者の安全を第一に考えて毎日の点検を実施。安心・安全な環境づくりに努めた。												
	(7) 緊急時の体制	防災計画により明確化された組織と責任者、行動基準等が即座に対応できる体制を確保した。												
利用業務に関する事項	(1) 利用状況	利用料金についてはコロナ禍以前の水準近くまで回復。利用人数は回復傾向にある。												
	(2) 平等な利用	平等な利用受付並びに情報・サービスの提供により、全ての利用者が平等に利用できるように努めた。												
	(3) 利用料金	基準に従い利用料金の徴収及び減免を適切に実施した。												
	(4) 接客対応	気遣いを持って、明るく丁寧な接遇を心掛け、誰もが気持ちよく利用できる施設環境づくりに努めた。												
	(5) 個人情報保護	「個人情報保護規定」「徳島市個人情報保護条例」等を遵守し、徹底した管理のもとに取り扱った。												
	(6) サービス向上の取組	アンケートを実施して利用者ニーズをリアルタイムで把握し、運営方法や事業に反映させるよう努めた。												
施設維持管理体制	(1) 保守点検業務	日常的な職員の点検の他、専門業者による定期点検を実施して安全な施設維持に努めた。												
	(2) 清掃等維持管理業務	日常清掃に加え、定期的な大掃除並びに専門業者へ委託して快適な施設づくりに努めた。												
	(3) 修繕等維持管理	日常的な点検、異常個所を発見した場合の迅速な対応により良質な環境の提供、安全管理に努めた。												
実施事業	(1) 企画運営事業	徳島市体育施設管理運営事業計画書に基づき各種業務を実施した。												
	(2) 自主事業	実施なし。												
経理状況	(1) 施設収支状況	新公益会計基準並びに定められた会計規定により適正かつ効率的な会計、経理を執行した。												
	(2) 指定管理者経営状況	コロナウイルス感染症の影響も少しずつ緩和され、回復傾向にある。												
	(3) 経費の縮減	人員配置の効率化、施設修繕の内製化、廃棄物の削減と再資源化、などに取り組み、経費縮減に努めた。												
評価基準	S:優れている（協定書、仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。） A:適正に管理されている（協定書、仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。） B:一部に改善を要する（協定書、仕様書、事業計画書に記載の一部が実施されなかった。） C:多くに改善を要する（協定書、仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかつた。）													
担当課総合評価コメント														
関係法令や条例に基づく要綱や規則を遵守し、適正な施設運営管理を実施し、職員のスキルアップ等も行えている。また、施設利用者が安全で安心して利用できる自主的な施設修繕やコロナの感染対策も充実している。また、利用者アンケートによりニーズの把握と早急な対応を心がけている。コロナの影響で利用料金収入が最も減少した時点より回復傾向にあるものの、光熱水費等の上昇で経費を圧迫され、さまざまな経費の削減で可能な限りの対応を行っている。														
総合評価基準	S:優れている（各評価基準ごとの担当課評価にSがあり、その他はAである。） A:適正に管理されている（各評価基準ごとの担当課評価が全てAである。） B:一部に改善を要する（各評価基準ごとの担当課評価にBがあり、Cはない。） C:多くに改善を要する（各評価基準ごとの担当課評価にCがある。）													